

# 生き生きとした暮らしのために



高齢者の多くは健康で自立した生活を送っていますが、中には支援を必要とする人もいます。皆さんのが住み慣れた地域で生き生きと暮らすために、市が行っているさまざまな取り組みを紹介します。

## 暮らしを見守ります

### 独居高齢者の見守り支援

70歳以上の一人暮らしで、配食サービス、デイサービス、ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない人を対象として、2週間に1回、乳酸菌飲料を届けます。

または、毎日定時に自動音声による電話連絡を行い、孤独感の解消と安否確認を行います。

### 利用料＝無料

### 独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上で一人暮らしの人を対象に、地区の民生委員などが月1回訪問などを行い、地域社会とのつながりを保ちながら安否確認を行います。

### 利用料＝無料

## 緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ボタンを押すだけで、事前に登録した家族などへの連絡や救急車の手配などが行われます。

### 対象＝65歳以上で一人暮らしの人

または高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

### 利用料(1ヶ月当たり)＝市民税所

得割非課税世帯は無料。課税世帯は664円(安否確認センターを設置する場合は2,027円)

## 配食サービス

自分で調理や買い物をすること

が難しい人に、栄養のバランスが取れた食事を届け、安否確認を行います(1月1日～3日を除く毎日の昼食)。

### 利用料＝無料

## 外出を支援します

### オンデマンド交通

市内在住の70歳以上で、介助なしで車両の乗り降りができる人を対象とした乗り合い型の交通機関

紙おむつの給付  
利用料(1食あたり)＝300円

または高齢者世帯(日中高齢者のみとなる世帯を含む)

在宅で紙おむつを使用している寝たきり、または認知症などの人(一定の要件を満たす65歳以上)に紙おむつを宅配します。  
利用料＝無料

## 住宅用火災報知器の設置

寝室や、寝室に続く階段に住宅用火災報知器を設置します。

対象＝65歳以上の一人暮らしの人

または高齢者世帯で取り付ける住宅の所有者、または所有者の承諾を受けた人

### 設置料＝3,025円(市民税所)

得割非課税世帯は無料

## 寝具乾燥サービス

寝具を自然乾燥させることが難しい、おおむね65歳以上の一人暮らしの人や高齢者世帯などを対象に、専門業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を行います(利用は月1回まで)。

### 対象＝週1日以上利用する、おおむね65歳以上で一人暮らしの人

### 利用料＝無料

です。自宅から歩いて行ける範囲に乗降場を設け、目的地の乗降場まで運行します。

利用するには事前に登録が必要です。

運行日時||月～金曜日(祝日・年末始を除く)午前7時30分～午後5時30分

料金(1人1回当たり・片道)||500円

利用方法||利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までにオンライン交通専用ダイヤル(☎24-0080、土・日曜日・祝日・年末始を除く午前8時～午後5時)へ

移送サービス

医療機関や福祉施設、公的機関などへの移動に利用できます。利用するには事前に登録が必要です。

対象||介護認定を受けている、または身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを持っていて、一人での外出が困難な在宅の人

登録料(年額)||2,400円(4ヶ月間に申し込んだ人)、1,200円(10～3月に申し込んだ人)

利用料(1回当たり・往復)||500円

○市内：500円

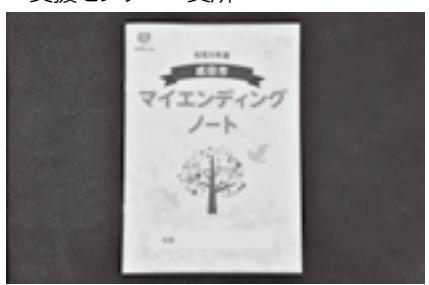
## マイエンディングノート

市では、高齢者が生き生きと暮らしが家族や大切な人の絆を深めるきっかけとなるよう、現在の状況や将来の希望などを書き記す「マイエンディングノート」を無料で配布しています。

対象＝市内在住の人

配布部数＝1人1冊

配布場所＝高齢者福祉課(市役所議会棟1階)、市民相談室(市役所2階)、下総・大栄支所、保健福祉館、各地域包括支援センター・支所



大切なことを書き記す

## 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより判断能力が不十分で、成年後見人などの申し立てを行う親族がない人を対象に、申し立ての支援を行います。また、それに伴う必要な費用や後見人などへの報酬の全部または一部を助成します。

市では、成年後見制度に関する専門の相談窓口として、成年後見支援センター(☎20-1537・高齢者福祉課内)を設置しています。

徘徊高齢者早期発見ステッカー

認知症などで行方不明になる恐れがある65歳以上の人を対象に、行方不明になった場合の早期発見

や身元確認に役立てるため、対象者を特定できる情報や緊急連絡先などを事前に登録した、履物に貼るステッカーを交付します。

料金に対する助成券を発行しています。

市に登録している、はり・きゅう・マッサージ施設などでの利用

料金に対する助成券を発行しています。

支給額(月額)||1万3,000円  
③高齢者及び障害者介護着手当  
対象＝①または②の対象者で3年以上市内に居住し、家族などに介護を受けている人  
はり・きゅう・マッサージ等施設

支給額(月額)||1万2,000円

## 住宅改造費の助成

介護が必要な高齢者の住宅改修は、介護保険から上限20万円で、費用の7～9割が支給され、それを上回る部分は住宅改造費として必ず工事前に相談してください。

対象＝市内在住で市税の滞納がな

く、介護認定を受けている人

はり・きゅう・マッサージ等施設

支給額(月額)||1万3,000円

支給額(月額)||1万3,000円